

[研究ノート]

それは本当に形式名詞か

—— 後件肯定の誤謬 ——

玉 懸 元

1. はじめに

形式名詞とは何か。常識的には、次のような名詞が形式名詞とされている。

(1) 形式名詞に対する常識的な理解

- a. 実質的意味が乏しい
- b. 常に修飾成分を伴う

前稿（玉懸元 2015）では、(1) について、これがこの用語の内包的定義たり得ているか否かを検討した。それに際しては、小池清治ほか / 編 (1997) 及び佐藤武義・前田富祺ほか / 編 (2014) が形式名詞の具体例として挙げた (2) の語群を俎上に載せた。

- (2) ひと・もの・こと・ところ・はず・ついで・つもり・ため・くせ・
あいだ・ゆえ・かぎり・あまり・件^{けん}・都度・途端・とき・まま

すると、(1) にしたがって実質的意味に乏しく常に修飾成分を伴うものを日本語の名詞の中から切り分けようとしても、形式名詞の外延（具体的な所属語）がうまく得られないことが明らかになった。つまり (1) を厳密に適用してみると、(2) のうち間違いなく形式名詞であると言えるのは「はず・つもり・件^{けん}・都度」くらいであり、せいぜい広げても「ところ・

くせ・あまり・まま」が加わるばかりだったのである。しばしば形式名詞の典型例として挙がる「こと」や「もの」などは形式名詞からこぼれ落ちてしまった。(1)は形式名詞の定義たり得ていない。

前稿では、以上の検討に続いて次の問題に取り組んだ。

- (3) そもそも、日本語の名詞の中からある名詞群を切り分けて形式名詞という用語を立てることが、日本語文法の記述や説明にとって、どう有意義なのか。

このことに自覚的でなければ、形式名詞という用語を有意義に定めることはできないと考えたのである。

そこで、日本語の文法論に形式名詞を初めて打ち立てた松下大三郎や、松下に先んじて「名詞中特別の注意を要するもの」と説いた山田孝雄の言説(松下大三郎 1928, 山田孝雄 1908)を繙いた。それを通して、日本語の文法論に形式名詞という用語を立てることの意義が次のように見出されてきたのであった。

- (4) 日本語の名詞には非自立語的機能を果たし得るものがある。それは特筆すべき文法現象である。そこで、そのような特殊な名詞群を他から切り分けて用語を与えておけば、その名詞群がどのように非自立語的機能を果たすのか、まさにそのありさまを記述、説明するに際して有用である。

なお、ここで「付属語」とせず「非自立語」とするのは、付属語と付属形式を分けて考えたいからである。付属語と付属形式の区別は服部四郎(1950)による。

さて、形式名詞という用語を立てる意義を(4)のようにとらえるということは、形式名詞の本質をある非自立語的機能を果たし得る名詞ととらえ直すことを意味している。つまり、実質的意味が乏しく常に修飾成分を伴うから形式名詞と呼ぶのではなく、名詞でありながらある非自立語的機能を果たし得ることをもって形式名詞と呼ぶのである。

たとえば、

- (5) a. 日曜日に彼の家を訪ねたところ、彼は留守だった。
 b. 日曜日に彼の家を訪ねたら、彼は留守だった。
 c. *日曜日に彼の家を訪ねた場所、彼は留守だった。
- (6) a. あの人、ほんとによく食べること！
 b. あの人、ほんとによく食べるぜ！
 c. *あの人、ほんとによく食べる事柄！

「ところ」や「こと」を形式名詞とするのは、これらが実質的意味に乏しく常に修飾成分を伴う名詞だからではなく、(5a) (6a) に見てとれるように、これらが名詞でありながら接続助詞（たとえば「たら」）や終助詞（たとえば「ぜ」）に相当する非自立語的機能を果たし得るからである。(5c) (6c) を見ると「場所」や「事柄」という名詞はこのような機能を果たし得ないことが分かる。

このようなある非自立語的機能を果たし得る名詞を特別に扱い、形式名詞と呼ぶ——これが前稿のたどり着いた形式名詞の本質である。

本稿では、このような形式名詞の本質に基づいて、日本語名詞の中から形式名詞を切り分ける手順を提案する。そして、形式名詞の具体例とされる(2)を対象にこの手順を適用し、形式名詞であるものと形式名詞でないものを切り分けてみる。続いて、形式名詞の常識(1)の意味することに関する考察にも及ぶ。

2. 形式名詞を他から切り分ける

2.1 形式名詞を他から切り分ける手順

前稿がたどり着いた形式名詞の本質に応じて、日本語名詞の中から形式名詞を切り分ける手順が次のように決まる。

(7) 手順 名詞でないものを排除する

その語 x は名詞か。名詞でないならば、名詞の下位類である形式名詞としてくるべきではない。

手順 非自立語的機能を持たないものを排除する

名詞 x は、何らかの非自立語的機能を果たし得るか。果たし得るならば、それは形式名詞である。そうした機能を果たし得ないならば、形式名詞としてくる意義がない。それはただの名詞である。

このような手順によるならば、(1) によって形式名詞を他から切り分けようとしたときに生じた問題は起こらない*¹。実質の意味が乏しいかどうかという点も、修飾成分を伴うかどうかという点も、この手順には関与していないからである。

2.2 形式名詞を他から切り分ける

では、形式名詞の具体例とされる (2) の語群を対象とし、手順 (7) にしたがって、形式名詞であるものと形式名詞でないものを切り分けてみることにしよう。

手順 名詞でないものを排除する

形式名詞は名詞の下位類であるから、当然のことながら、名詞でないものは形式名詞ではない。問題の語群 (2) にそのようなものが紛れ込んでいないか、調べてみる。

名詞は、文の成分になるに当たって、次のような形を自由にとることができる。

(8) 家が・家を・家に (など)

もちろん、名詞の名詞らしさがこれに尽くされるわけではないけれども、ここでは、こうした形態的特徴を問題の語が備えているかどうかを見てみる。

表1 語群(2)が文の成分となる際にとる形

	~ガ	~ヲ	~ニ
ひと	ひとが	ひとを	ひとに
もの	ものが	ものを	ものに
こと	ことが	ことを	ことに
ところ	(そのの) ところが	(そのの) ところを	(そのの) ところに
はず	(その) はずが	?? (その) はずを	?? (その) はずに
ついで	ついでが	ついでを	ついでに
つもり	つもりが	つもりを	つもりに
ため	? (その) ためが	(その) ためを	(その) ために
くせ	くせが	くせを	くせに
あいだ	あいだが	あいだを	あいだに
ゆえ	ゆえが	ゆえを	ゆえに
かぎり	かぎりが	かぎりを	かぎりに
あまり	あまりが	あまりを	あまりに
件	(その) 件が	(その) 件を	(その) 件に
都度	?? (その) 都度が	?? (その) 都度を	(その) 都度に
途端	?? 途端が	?? 途端を	途端に
とき	ときが	ときを	ときに
まま	(その) ままが	(その) ままを	(その) ままに

調べてみると、表1のようになる。なお、何らかの修飾成分を伴わないと用いられない(または極めて用いられづらい)語には「(そのの)」または「(その)」を付しておいた。

こうしてみると、「都度」と「途端」は文の成分となるにあたって名詞と同様の自由度を持ってはいないことが分かる。「~ニ」の形か、またはそのまま(語基)の形で用いられるのだから、これはむしろ副詞のありように似ている(次例(9)を参照)。

(9) {すぐに/すぐ} あの人に会いたいです。それなのに {いまだに/いまだ} あの方は現われません。

通時的にはともかく、現代共時的にみれば「都度」と「途端」を名詞とみなすべきではない。

また「はず」も同様に自由ではない。「はずを」「はずに」は例が見当たらない。「はずが」の形があるにはあるものの、それに続くのは「ある」「ない」に限られていて、これは、独立した文の成分というよりは固まったフレーズの一部である。「はず」もまた、通時的な経緯は別として、現代日本語においては名詞と位置付けるべきものではない。

なお「ため」は「～ガ」の形をとる例が少ないため「？」を付したものの、次のように例がなくはない。

- (10) 女性のあげていた人間としての自然性という動機が後退していること、および家の存続のためが主な動機から消えていること、対照的に 自分 という動機が出現してきていること（芹沢俊介『ついていく父親 胎動する新しい家族』）

以上より、形式名詞とされる語のうち「都度」「途端」「はず」は、実は形式名詞としてくくるべきでないものであることが分かった。

- (11) ひと・もの・こと・ところ・はず・ついで・つもり・ため・くせ・あいだ・ゆえ・かぎり・あまり・件・都度・途端・とき・まま

手順 非自立語的機能を持たないものを排除する

非自立語的機能を持たない名詞は、ただの名詞である。既に述べたように、そもそも形式名詞という語群を切り分けるのは、名詞でありながら非自立語的機能を担い得るものをくくっておくことが日本語の文法論にとって有意義だからである。とすると、非自立語的機能を持たない名詞を形式名詞として切り分ける意義はない。

そこで (11) の語群について、それぞれが果たし得る非自立語的機能を調べてみると、表2のようになる。

表2 語群 (11) が果たす非自立語的機能

	終助詞的 機能	接続助詞的 機能	モダリティ 形式的機能	アスペクト 形式的機能	格助詞的 機能	接尾辞的 機能
ひと						
もの						
こと						
ところ						
ついで						
つもり						
ため						
くせ						
あいだ						
ゆえ						
かぎり						
あまり						
件						
とき						
まま						

: 該当する機能が有る

それぞれの用例は、次の通りである。

- (12) a. だって、もうすっかり秋だもの。(終助詞的機能)
 b. おや、ずいぶん大きな桃だこと。(終助詞的機能)
 c. 頑張ってはみたものの、あまりうまいかなかった。(接続助詞的機能)
 d. 掛け合ってみたところ、意外にもOKがもらえた。(接続助詞的機能)
 e. 愛しい彼女に会うため、私はなけなしの金をはたいた。(接続助詞的機能)
 f. 偉そうなことを言うくせ、実はたいしたことない。(接続助詞的機能)
 g. 僕がプールに行っているあいだ、妻は昼寝をしていたそうだ。

(接続助詞的機能)

- h. あまりにひどい出来の発表であったゆえ、一言のコメントももらえなかったのである。(接続助詞的機能)
- i. 学生であるかぎり、やはり勉強が本分である。(接続助詞的機能)
- j. 子供をかわいがるあまり、ついつい過保護に育ててしまった。(接続助詞的機能)
- k. 自室でくつろいでいるとき、突然ドアが開いてその男が入ってきた。(接続助詞的機能)
- l. 渡せなかった手紙を手にしたまま、太郎が立ちつくしていた。(接続助詞的機能)
- m. 人間は、いつかは死ぬものだ。(モダリティ形式的機能)
- n. 君も、もっとしっかり勉強することだ。(モダリティ形式的機能)
- o. 明日から俳優養成所に通うつもりだ。(モダリティ形式的機能)
- p. もう少しで崖から落ちるところだった。(アスペクト形式的機能)
- q. 君のこと好きだよ。(格助詞的機能)
- r. 明日の会合には10人あまりが出席します。(接尾辞的機能)

どの機能を認めるか迷うところはあるものの、「ひと」と「ついで」と「件」に非自立語的機能は見当たらない。とすると、これはただの名詞である。これらを名詞の中で特別扱いし、形式名詞とする理由はない。

(13) もと・もの・こと・ところ・はず・ついで・つもり・ため・くせ・あいだ・ゆえ・かぎり・あまり・件・都度・途端・とき・まま
かくして、(2)の語群からは「もの・こと・ところ・つもり・ため・くせ・あいだ・ゆえ・かぎり・あまり・とき・まま」が形式名詞として切り分けられた。

3. 形式名詞の常識について考える —— 後件肯定の誤謬 ——

ところで、形式名詞とは、次のような名詞と理解されてきたのであった。
(再掲)

(1) 形式名詞に対する常識的な理解

- a. 実質的意味が乏しい
- b. 常に修飾成分を伴う

しかし、前稿から繰り返し述べてきたように、この(1)によって日本語名詞の中から形式名詞を切り分けることはできない。また、実質的意味に乏しく常に修飾成分を伴う名詞をわざわざくくって用語を与えても、それが日本語の文法論にとってどのように有意義なのか、そもそも、その点からして不明である。前稿・本稿が指摘してきたように、非自立語的機能を果たし得る名詞ととらえ直してこそ、形式名詞という用語は価値を持つ。

それでは「実質的意味に乏しい」ことと「修飾成分を伴う」こととは、形式名詞とどのようなかかわりを持っているのだろうか。

実は、この二者は形式名詞の定義ではない。名詞でありながら非自立語的機能を果たし得るものを他から切り分けて観察してみると、そこにある程度共通した特徴が見てとれる。その特徴こそがこの二者なのである。

もちろん、実質的な意味に乏しい名詞だからこそ非自立語的機能の獲得が比較的容易に可能となり、非自立語的に機能するようになれば、当然何らかの成分を伴う(何の成分も伴わない非自立語はありえない)。このように「実質的意味に乏しい」ことと「修飾成分を伴う」ことは、形式名詞が形式名詞たるに際して、密接に関与している。

しかし、実質的な意味に乏しい名詞がすべて非自立語的機能を獲得しているわけではない。また、修飾成分を伴う名詞がすべて非自立語的であることによってそれを伴っているわけでもない。したがって「実質的意味に

乏しい」ことと「修飾成分を伴う」ことを観点として形式名詞を他から切り分けようとしても、形式名詞のあるべき外延（所属語）は得られないのである。

具体的に言えば、次のようになる。

(14) 日曜日に彼の家を訪ねたところ、彼は留守だった。

(15) あの人、ほんとによく食べること！

のような例から、「ところ」や「こと」という名詞が接続助詞や終助詞のような非自立語的機能を果たし得ることが分かる。そこで「ところ」や「こと」は形式名詞としてくくられる。

ここで「ところ」の意味を考えてみよう。「ところ」は、「自宅・公園・野球場」等々の名詞と比べると、ただ漠然と場所を表わすだけの名詞である。つまり、実質的意味に乏しい名詞と言えるだろう。また「ところ」が用いられる構文環境を見てみよう。すると（常にとまでは言い切れないものの、ほとんど）修飾成分を伴って用いられている。すなわち、「ところ」は、実質的意味に乏しく修飾成分を伴って用いられる名詞と言えそうだ。以上のことは「こと」にも、だいたい同様に当てはまる。形式名詞としてくくられた「ところ」と「こと」は、このように、実質的意味に乏しく修飾成分を伴って用いられる名詞だと言えそうである。

しかし、そうだとしても、実質的意味に乏しく修飾成分を伴って用いられる名詞が形式名詞であるということにはならない。

たとえば、名詞「ひと」。「ひと」という名詞はヒト全般を表わすことができる。したがって「盗人・送り人・恋人・旅人・世捨て人」等々の名詞と比べれば、その意味はぐっと抽象的である。言い換えれば、実質的な意味に乏しいとも言えるだろう。意味が抽象的であるがゆえに、それがどのようなヒトであるかを表わす修飾成分を伴うことが多い（常にとまでは言えないにしても）。以上より「ひと」は実質的意味に乏しく修飾成分を伴って用いられる名詞だと言えるかもしれない。そうであるとして、では「ひ

と」を形式名詞としてくくってよいか。くくってはならない。「ひと」という名詞には、非自立語的な用法が見当たらないからである。

論理学の初歩で「PならばQである」と「QならばPである」とが等価でないことを学ぶ。「PならばQである」からただちに「QならばPである」を導くのは誤りである。それを後件肯定の誤謬という。

日常的には、われわれはこのような推論を行なっている。たとえば、雨が降れば路面が濡れる。そこで、路面が濡れているのを見たとき、雨が降ったのだらうと考える。しかし、この推論は論理的には誤りである。路面が濡れているのは、雨が降ったせいとは限らないからである。

さて「実質の意味に乏しい」ことと「修飾成分を伴う」ことを観点として日本語名詞の中から形式名詞を切り分けようとすることは、まさしく後件肯定の誤謬を犯すことにほかならない。このことに注意を払わないと、実質の意味に乏しく修飾成分を伴うけれども非自立語的機能を持たない語——つまり、形式名詞としてくくる価値のない語——を形式名詞としてくくり上げてしまうことになる。

4. まとめと課題

本稿では、前稿がたどり着いた形式名詞の本質に基づき、日本語名詞の中から形式名詞を切り分ける手順 (7) (次に再掲) を提案した。

(7) 手順 名詞でないものを排除する

その語 x は名詞か。名詞でないならば、名詞の下位類である形式名詞としてくくるべきではない。

手順 非自立語的機能を持たないものを排除する

名詞 x は、何らかの非自立語的機能を果たし得るか。果たし得るならば、それは形式名詞である。そうした機能を果たし得ないならば、形式名詞としてくくる意義がない。それはただの名詞である。

そして、形式名詞の具体例とされる(2)(次に再掲)の語群を対象にこの手順を適用し、形式名詞であるものと形式名詞でないものを切り分けてみた。

(2) ひと・もの・こと・ところ・はず・ついで・つもり・ため・くせ・
あいだ・ゆえ・かぎり・あまり・件^{けん}・都度・途端・とき・まま

すると、名詞とみなすべきでないもの(「はず・都度・途端」)、および非自立語的機能を持たないもの(「ひと・ついで・件」)が混入していることが明らかになった。かくして、(2)の語群からは「もの・こと・ところ・つもり・ため・くせ・あいだ・ゆえ・かぎり・あまり・とき・まま」が形式名詞として切り分けられたのであった。(以上2節)

本稿では、続いて「実質的意味に乏しい」「修飾成分を伴う」という形式名詞の常識について、次のことを指摘した。

この二者は、日本語名詞の中から形式名詞を切り分ける際の観点となるものではない。名詞でありながら非自立語的機能を果たし得るものを他から切り分けて観察してみると、そこにある程度共通した特徴が見てとれる。その特徴こそがこの二者なのである。

さらに、形式名詞を他から切り分ける観点としてこの二者を用いた場合、形式名詞のあるべき外延が得られない——後件肯定の誤謬を犯す——ことにも言及した。(以上3節)

まだまだ荒い議論ではあるものの、前稿と本稿の議論を通して、形式名詞論のあるべき方向性を確認することができた。

形式名詞の本質を「実質的意味に乏しく常に修飾成分を伴う名詞」とらえていては、形式名詞論とはいったい何を論ずる場であるのか、よく分らない。しかし、非自立語的機能を果たし得る名詞とらえ直したことによって、本来名詞であるものが非自立語的機能を獲得する様——名詞の文法化——こそが形式名詞論の関心事であることが誰の目にも明らかになったはずである。

今後の課題として、次のようなことがある。

まず (7) の手順 に関して。問題の語が名詞であるか否かを検証するに際して、本稿は、その語が「～ガ」「～ヲ」「～ニ」の形を自由にとれるかどうかを調べた。しかし、既に触れたように、名詞の名詞らしさはここに尽くされるものではない。本稿の調べ方では不十分である。その他の側面も考慮しなければならない。たとえば、問題の語の自立性を考慮に入れないと、格助詞の「から」等が形式名詞であるといったことになりかねない。また、問題の語がどんな修飾成分を承け得るかも考慮しなければならないだろう。

次に (7) の手順 に関して。本稿では、それぞれの形式名詞について非自立語的機能を認める際の具体的な手順を示し得ていない。この点を示さなければ、本稿の提案した手順全体について画餅の批判を受けかねないだろう。

最後に、どこまでを同一語と認めるかに関して。実は、ここまでほとんど目を瞑ってきたものの、これは深刻な問題である。

本稿では「5 時には終わるはずだ」のように用いる「はず」について、「はずを」「はずに」の例が見当たらない」と述べた。「^{やはず}矢筈」を意味する「はず」を意味の開きからしてもはや別語と見たわけである。

一方「偉そうなことを言うくせ、実はたいしたことない」の「くせ」と「人前で話をするとき、しょっちゅう鼻をかくくせがある」の「くせ」は、一応、同一語の異なる用法と見ておいた。しかし、この両者の「くせ」の間にある意味の隔たりもまた小さくはない。

ある自立語が脱範疇化によって非自立語としての性質を強めるとき、その意味もまた変容していかざるを得ない。その結果、文法的性質も意味もずいぶんかけ離れた言語形式が出来上がる。そのとき、どこまでを同一語とみてよいのか。本稿はまだその答えを持たない。

以上すべて今後の課題とする。

5. おわりに

前稿で触れたように、筆者が形式名詞について考察をはじめたのは、もともと、東日本諸方言における「俺^{オレ}ドゴ連れていってくれ」(地域によっては「俺ゴド連れていってくれ」と言う。いずれも「俺を連れていってくれ」の意)の「ドゴ(ゴド)」の品詞的な位置付けを明らかにしたかったからであった。仙台市方言の「ドゴ」について研究発表した際、「それはただの形式名詞ではないか」との意見が出たときの衝撃は忘れられない。^{*2}

本稿で提案した、形式名詞を他から切り分ける手順を「ドゴ(ゴド)」に対して適用してみよう。仙台市方言の「ドゴ」を例とする。

5.1 ドゴの同音異義形式

そのためには、まず、「ドゴ」と同音異義の関係にある「ドゴ」について触れなければならない。以下、問題にしようとする「ドゴ」(「俺ドゴ連れていってくれ」の「ドゴ」)を「ドゴ1」、同音異義のものを「ドゴ2」と呼び、適宜区別する。それぞれの例は次のようなものである。

(16) アノ^{エス}犬^ヌドゴ ツカメアデキテクレ (ドゴ1)^{*3}

(17) 太郎^{タロウ}ドゴ 殴^{ナグ}ッタクケ 泣^ナイデスマッタ (ドゴ1)

(18) 太郎^イドゴ 行^イッテキテクレ (ドゴ2)

(19) [みんなで集まるなら] 太郎^イドゴ イガペー (ドゴ2)

まず「ドゴ2」は、名詞句に場所の範疇を与えるものである。それ自体でどこかの具体的な場所を示すものではないものの、現実にはどこかの場所に対応するので、したがって、次のように何らかの場所名詞を含む表現と置き換えがきく。

(18Ⅱ) 太郎ノ^ハ部屋^ヤサ 行^イッテキテクレ

(19■) 太郎ノ家 イガベ^エー

一方「ドゴ1」は、名詞句に場所の範疇を与えているものではないので、何か具体的な場所名詞を含む表現と置き換えようとしてもできない。「ドゴ1」の形と置き換えが効くのは、「～」の形である（「ドゴ2」は「～」の形で置き換えられない）。

(16■) アノ犬 ツカメアデキテクレ

(17■) 太郎 殴ッタツケ 泣イデスマツタ

(18■) *太郎 行ッテキテクレ

(19■) *太郎 イガベ^エー

5.2 ドゴは形式名詞か

では、問題の「ドゴ」（ドゴ1）について、これが形式名詞として位置付けられるかどうかを検討してみよう。本稿の提案した手順に沿って、まずは「ドゴ1」が名詞であるかどうか、調べてみる。

ただし、共通語と違って当方言は格助詞「ガ」「ヲ」を基本的に用いないので、「～ガ」「～ヲ」の形をとるかどうかはテストとして使用できない。そこで「～ニ」「～サ」「～デ」の形をとるかどうかを調べてみることにする。「ニ」「サ」「デ」はすべて格助詞であって、たとえば名詞「家」ならば「家ニ」「家サ」「家デ」という形をとることができる。

表3に示したように、「ドゴニ」「ドゴサ」「ドゴデ」という形は、表面的には成立する。しかし、この「ドゴ」は、必ず「ドゴ2」である。すなわち「（の）ドゴ {ニ/サ/デ}」という表現は、「ドゴ2」が「（の）」を受けて全体を場所性の名詞句とし、そこに格助詞の「ニ」「サ」

表3 ドゴが文の成分となる際にとる形

	～ニ	～サ	～デ
ドゴ	#ドゴニ	#ドゴサ	#ドゴデ

「デ」が添えられたものである。「～ニ」「～サ」「～デ」の形をとった時点で、その「ドゴ」は「ドゴ1」ではあり得ない。

つまり、問題の「ドゴ」は、名詞と違って「～ニ」「～サ」「～デ」の形を自由にとることができない。すなわち、名詞ではない。したがって、「ドゴ」は、形式名詞ではない。

通時的にみれば、この「ドゴ」は「～のこと」に出自を持つものだろう(日高水穂 2006)。しかし、現代共時態においては、もはや名詞ではなく、格助詞相当の機能を担う非自立語——筆者の考えでは、倚辞 clitic——とみるべきものである。

注

- *1 (1) によって日本語の名詞の中から形式名詞を切り分けようとしたときに生ずる問題については、前稿 2 節で述べた。
- *2 「ドゴ」について詳しくは玉懸元 (2002、2012) などを参照していただけると幸いである。
- *3 方言文の共通語訳は次の通りである。
- (16) あの犬をつかまえてきてくれ。
 - (17) 太郎を殴ったら泣いてしまった。
 - (18) 太郎のところに行ってきてくれ。
 - (19) 太郎のところがいいだらう。
 - (18Ⅱ) 太郎の部屋に行ってきてくれ。
 - (19Ⅱ) 太郎の家がいいだらう。
 - (16Ⅱ) あの犬をつかまえてきてくれ。
 - (17Ⅱ) 太郎を殴ったら泣いてしまった。

引用文献

- 小池清治・小林賢次・細川英雄・犬飼隆 / 編 (1997) 『日本語学キーワード事典』朝倉書店
- 佐藤武義・前田富祺ほか / 編 (2014) 『日本語大事典』朝倉書店
- 玉懸元 (2002) 『仙台市方言における格助詞相当形式『トコ』の用法』『国語学会 2002 年度秋季大会予稿集』

- 玉懸 元 (2012) 「格助詞相当形式『ンドゴ』」東北大学方言研究センター / 編『東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する予備調査研究』文化庁委託事業報告書
- 玉懸 元 (2015) 「形式名詞とは何か——山田孝雄の『日本文法論』に立ち戻って——」『中京大学文学部紀要』49-2
- 服部四郎 (1950) 「附属語と附属形式」『言語研究』15
- 日高水穂 (2006) 「文法化」佐々木冠・渋谷勝己・工藤真由美・井上優・日高水穂『方言の文法』岩波書店
- 松下大三郎 (1928) 『改撰標準日本文法』中文館書店
- 山田孝雄 (1908) 『日本文法論』宝文館

用例出典

芹沢俊介『ついていく父親 胎動する新しい家族』春秋社、2005年

付記 前稿・本稿は、第57回中部日本・日本語学研究会(2010年10月、刈谷市産業振興センター)における口頭発表を土台としている。発表の場で有益な意見をくださった方々へ御礼申し上げます。